

# 役員報酬規程

## 第1条 (目的)

本規程は、特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会の役員の報酬について定める。

## 第2条 (役員定義)

本規程において役員とは、総会で選任された理事および監事をいう。

## 第3条 (改廃)

本規程の改廃は、代表理事が理事会に諮って行うものとする。

## 第4条 (決定方法)

報酬を得る役員、およびその報酬額は、理事会により決定する。

## 第5条 (報酬体系)

報酬の体系は、常勤役員・非常勤役員とを問わず、「役員報酬」の単一項目とする。

- 2 従業員兼務役員の報酬は、従業員分給与と役員手当とに分けて表示する。

## 第6条 (支払日)

報酬の支払日は、従業員の給与支給日と同じとする。

## 別表 役員月額報酬表

### (付則)

1. 本規程は、平成25年2月1日から施行する。
2. 本規定は、平成30年5月17日から改正施行する。
3. 本規程に定めのない事項は、その都度、代表理事が理事会に諮って決定する。

日本ファンドレイジング協会  
賃金規程

(目的)

第1条 この規程は、職員に対する賃金の決定、計算および支払の方法、支払の時期ならびに昇給に関する事項などを定め、賃金制度の明確化と合理的な運営を図ることを目的とする。

(規程の改廃)

第2条 賃金規程は、関係諸法規の改定及び協会状況及び業績等の変化により必要がある場合には、職員代表と協議のうえ改定又は廃止することがある。なお、疑義の解釈について、代表理事が最終的に判断するものとする。

(適用範囲)

第3条 この規程は、就業規則第2条に定める職員について適用する。

2 パートタイム職員、アルバイト職員については個別労働契約により定めるものとする。

(賃金の構成)

第4条 賃金の構成は、次のとおりとする。

- (1) 基本給
- (2) 時間外手当
- (3) 役職手当
- (4) 通勤手当
- (5) 深夜勤務手当
- (6) 休日手当 (法的休日である日曜日に出勤した場合の手当)

(基本給)

第5条 基本給は月給制とし、基本給の職務内容、経験、技能、勤務成績、年齢等を考慮して各人ごとに決定する。

2 雇入時の基本給は、書面で明示する。

(時間外手当)

第6条 時間外手当は、あらかじめ時間外労働時間10時間相当額(割増賃金計算の基礎となる時給単価 $\times 1.25 \times 10$ )の割増賃金を支払うものとする。但し、時間外労働時間が10時間を超える部分については、別途割増賃金を支給する。

2 就業規則第16条2項による育児短時間勤務者および1週40時間労働勤務に満たない職員については、あらかじめ時間外労働時間10時間相当額の割増賃金について支払わないものとし、法定労働時間が超えた時点で、その法定労働時間を超えた労働時間に応じて割増賃金を支給する。

(役職手当)

第7条 役職手当は、次の職位にある者に対し、支給する。

- (1) 事務局長 月額 80,000 円
- (2) 事務局次長 月額 50,000 円
- (3) マネージング・ディレクター 月額 50,000 円

2 前項の手当は、本規定第5条で定める基本給の中に組み込むものとする。

(通勤手当)

- 第8条 通勤に電車、バス等の交通機関を利用する職員に対しては、通勤に係る実費支弁を目的として
- 1 か月定期代相当額の通勤手当を支給する。ただし、通勤の経路及び方法は、最も合理的かつ経済的であると協会が認めたものに限ることとする。
  - 2 バス利用は、自宅と最寄駅の直線距離が、1.5 Km以上である場合のみ認める。
  - 3 通勤手当は、1カ月当たり50,000円を支給限度とする。

(通勤手当の計算方法)

- 第9条 前条に規定する通勤手当は、支給事由が発生した月から支給事由が消滅した月まで支給するものとする。ただし、賃金計算期間の途中に入社、退職、休職又は復職した場合における当該事由の発生した月の通勤手当の額は、本規定第15条(中途入社の場合の賃金の計算方法)の計算方法の定めるところによる。

(通勤経路変更の届出義務、不正の届出)

- 第10条 通勤経路を変更するとき及び通勤距離に変更が生じたときは、1週間以内に届け出なければならない。
- 2 前項の届出を怠ったとき、又は不正の届出により通勤手当その他の賃金を不正に受給したときは、その返還を求め、懲戒の事由に基づき懲戒処分を行うことがある。

(割増賃金の計算方法)

- 第11条 割増賃金は、次の算式により計算して支給する。
- (1) 時間外労働割増賃金(法定労働時間を超えて労働させた場合)  
基本給÷1ヶ月の所定労働時間数×(1+0.25)×時間外労働時間数
  - (2) 休日労働割増賃金(法定の休日に労働させた場合)  
基本給÷1ヶ月の所定労働時間数×(1+0.35)×法定休日労働時間数
  - (3) 深夜労働割増賃金(午後10時から午前5時までの間に労働させた場合)  
基本給÷1ヶ月の所定労働時間数×(0.25)×深夜労働時間数
- 2 前項各号の1ヶ月平均所定労働時間数は、次の算式により計算する。  
(年間所定労働日数)×1日所定労働時間数÷12

(割増賃金の適用除外)

- 第12条 就業規則第3条(適用除外)に該当する職員には、本規定第6条(時間外手当)および本規定第11条の割増賃金は、深夜労働割増賃金を除き、支払わないものとする。

(賃金の支払いと控除)

- 第13条 賃金は通貨で直接本人にその全額を支払う。ただし職員が同意した場合は、その指定する金融機関等の口座又は証券総合口座に振込む。
- 2 次に掲げるものは、賃金から控除する。
    - (1) 源泉所得税
    - (2) 健康保険及び厚生年金保険の保険料(介護保険料を含む)の被保険者負担分
    - (3) 雇用保険の保険料の被保険者負担分

- (4) 住民税（本人直接納付とすることがある）
- (5) 労使協定により賃金から控除することとしたもの

（賃金の計算期間と支払日）

第 14 条 賃金は、前月 21 日から当月 20 日までの分について同月 27 日に支払う。ただし、賃金支払日が休日にあたるときは、その前日に支払う。

（中途入社の場合の賃金の計算方法）

第 15 条 賃金計算期間の中途に入社、退社、休職、復職した場合は、その月の賃金を下記の計算式により日割計算して支払う。

（基本給÷その月の所定労働時間×1ヶ月の総労働時間）＋通勤費（1ヶ月の定期代もしくは往復×出勤日数の金額でいずれかの安い金額の支給）

2 前項において、1日及び1週間の法定労働時間を超える場合、又は休日若しくは深夜における労働を行った場合は、本規定第 11 条（割増賃金の計算方法）によって計算をおこない、支給する。

（欠勤等の扱い）

第 16 条 欠勤、遅刻、早退及び私用外出をした場合の時間については、原則として1日又は1時間当たりの賃金額に欠勤、遅刻、早退及び私用外出合計時間数を乗じた額を差し引くものとする。

- (1) 遅刻・早退・私用外出等の控除  
基本給÷その月の所定労働時間数×不就労時間数
- (2) 欠勤控除  
基本給÷その月の所定労働日数×不就労日数

（休暇休業等の賃金）

第 17 条 年次有給休暇の期間は、所定労働時間を労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。

2 次の休暇及び休業期間等は原則無給とする。

- (1) 産前産後休業
- (2) 育児・介護休業期間
- (3) 育児時間
- (4) 生理日の措置の日又は時間
- (5) 母性健康管理のための休暇等の時間
- (6) 公民権行使の時間又は日
- (7) 休職の定めによる休職期間

3 第 2 項 1 および 2 については健康保険制度・雇用保険制度の給付条件を満たせば、各制度から所得補償を受けることができるものとする。

4 協会の責めに帰すべき事由より、休業したときは、休業手当を支給する。  
休業手当の額は、1日につき平均賃金の6割とする。

（賃金の改定）

第 18 条 基本給及び諸手当等の賃金の改定（昇給・降給・現状維持のいずれかとする。）については、正職員については原則として毎年 4 月に行うこととし、契約職員については契約更新月とする。改定額については、協会の業績及び職員の勤務成績等を勘案して各人ごとに決定する。

2 前項のほか、特別に必要なときは、臨時に賃金の改定を行うことがある。

(賞与)

第 19 条 賞与は職員の業績により個人ごとの能力を鑑みて支払う。業績によっては支払わないこともあるものとする。但し、支給日に在籍しない職員には支給しないものとする。

別表 俸給表

附則

- 1 この規程は、平成 21 年 3 月 25 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 25 年 6 月 19 日から改正施行する。
- 3 この規程は、平成 27 年 7 月 17 日に修正する。
- 4 この規程は、平成 28 年 12 月 1 日に改正施行する。
- 5 この規定は、平成 30 年 5 月 17 日に改正施行する。

(別表) 俸給表

ア) プログラム・オフィサー、一般職

職務の級	俸給月額
1級	188,000
2級	191,000
3級	194,000
4級	197,000
5級	200,000
6級	203,000
7級	206,000
8級	209,000
9級	212,000
10級	215,000
11級	218,000
12級	221,000
13級	224,000
14級	227,000
15級	230,000
16級	233,000
17級	236,000
18級	239,000
19級	242,000
20級	245,000
21級	248,000
22級	251,000
23級	254,000
24級	257,000
25級	260,000
26級	263,000
27級	266,000
28級	269,000
29級	272,000
30級	275,000
31級	278,000
32級	281,000
33級	284,000
34級	287,000
35級	290,000
36級	293,000
37級	296,000
38級	299,000
39級	302,000
40級	305,000
41級	308,000
42級	311,000
43級	314,000
44級	317,000
45級	320,000
46級	323,000
47級	326,000
48級	329,000
49級	332,000
50級	335,000

イ) プログラム・ディレクター

職務の級	俸給月額
1級	250,000
2級	255,000
3級	260,000
4級	265,000
5級	270,000
6級	275,000
7級	280,000
8級	285,000
9級	290,000
10級	295,000
11級	300,000
12級	305,000
13級	310,000
14級	315,000
15級	320,000
16級	325,000
17級	330,000
18級	335,000
19級	340,000
20級	345,000
21級	350,000
22級	355,000
23級	360,000
24級	365,000
25級	370,000
26級	375,000
27級	380,000
28級	385,000
29級	390,000
30級	395,000
31級	400,000
32級	405,000
33級	410,000
34級	415,000
35級	420,000
36級	425,000
37級	430,000
38級	435,000
39級	440,000
40級	445,000
41級	450,000
42級	455,000
43級	460,000
44級	465,000
45級	470,000
46級	475,000
47級	480,000
48級	485,000
49級	490,000
50級	495,000

ウ) 事務局長、事務局次長  
マネージング・ディレクター

職務の級	俸給月額
1級	300,000
2級	310,000
3級	320,000
4級	330,000
5級	340,000
6級	350,000
7級	360,000
8級	370,000
9級	380,000
10級	390,000
11級	400,000
12級	410,000
13級	420,000
14級	430,000
15級	440,000
16級	450,000
17級	460,000
18級	470,000
19級	480,000
20級	490,000
21級	500,000
22級	510,000
23級	520,000
24級	530,000
25級	540,000
26級	550,000
27級	560,000
28級	570,000
29級	580,000
30級	590,000
31級	600,000
32級	610,000
33級	620,000
34級	630,000
35級	640,000
36級	650,000

エ) 役職手当

役職	月額
事務局長	80,000
事務局次長	50,000
マネージング・ディレクター	50,000

## 特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会	事業年度	2018年4月1日～2019年3月31日
-----	------------------------	------	----------------------

## 1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

## (1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
運営会員受取会費	1,248,000 円
賛同会員受取会費	22,145,000 円
受取寄附金	円
受取一般寄附金	7,271,539 円
寄付教育推進寄付	2,983,054 円
受取助成金	12,220,000 円
受取補助金	3,500,000 円
事業収益	69,305,749 円
その他収益	円
受取利息	146 円
雑収益	1,570,200 円
	円
合 計	120,243,688 円

## (2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
██████████	8,800,000 円
日本政策金融公庫	20,000,000 円
	円
	円
	円
合 計	28,800,000 円

## (3) その他

なし

2 資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲渡資産の内容	料金	条件等
寄付白書 2017	3,000 円	会員、研修参加者は消費税相当分割引で販売
社会貢献教育ハンドブック	700 円	〃
遺贈寄付ハンドブック	700 円	〃
社会的インパクトとは何か——社会変革のための投資・評価・事業戦略ガイド	3500 円	〃
社会に貢献する—Youth Philanthropy in Global Community	500 円	〃
寄付教育調査報告書	500 円	〃
社会的投資市場形成に向けたロードマップ	500 円	〃
遺贈寄付 最期のお金の活かし方	1,100 円	〃
改訂版ファンドレイジング入門	1,000 円	〃

(2) 資産の貸付に係る料金及び条件等

貸付資産の内容	料金	条件等
なし	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役務の提供の内容	料金	条件等
出張講演・研修料	10,000 円～	先方との折衝による
	円	
	円	



3 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		11,220,000 円	助成金
		10,017,700 円	事業収益
		8,160,000 円	事業収益
		4,410,705 円	事業収益
		3,402,000 円	事業収益

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		13,000,000 円	借入返済
		5,021,546 円	賃貸料、水道光熱費、清掃料
		5,382,642 円	役員報酬
		1,223,100 円	支払手数料
		1,535,803 円	業務委託費

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引  
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
なし				円	
				円	

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	貸付年月日	対価の額	譲渡資産の内容等
なし				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	役務の提供年月日	対価の額	役務提供の内容等
			2018年4月1日～2019年3月31日	¥25,000	研修講師謝金
			2018年4月1日～2019年3月31日	¥30,000	研修講師謝金
			2018年4月1日～2019年3月31日	¥135,000	研修講師謝金
			2018年4月1日～2019年3月31日	¥340,000	研修講師謝金
			2018年4月1日～2019年3月31日	¥30,000	研修講師謝金
			2018年4月1日～2019年3月31日	¥110,000	研修講師謝金
			2018年4月1日～2019年3月31日	¥25,000	研修講師謝金
			2018年4月1日～2019年3月31日	¥70,000	研修講師謝金
			2018年4月1日～2019年3月	¥330,000	研修講師謝金

			31日		
	2018年 4月1日 ～2019 年3月 31日	¥225,000	研修講師謝金		
	2018年 4月1日 ～2019 年3月 31日	¥30,000	研修講師謝金		
	2018年 4月1日 ～2019 年3月 31日	¥62,500	研修講師謝金		
	2018年 4月1日 ～2019 年3月 31日	¥50,000	研修講師謝金		
	2018年 4月1日 ～2019 年3月 31日	¥60,000	研修講師謝金		
	2018年 4月1日 ～2019 年3月 31日	¥30,000	研修講師謝金		
	2018年 4月1日 ～2019 年3月 31日	¥30,000	研修講師謝金		
	2018年 4月1日 ～2019 年3月 31日	¥60,000	研修講師謝金		
	2018年 4月1日 ～2019 年3月 31日	¥90,000	研修講師謝金		
	2018年 4月1日 ～2019 年3月 31日	¥440,000	研修講師謝金		
	2018年 4月1日 ～2019 年3月 31日	¥1,223,100	支払手数料		

4 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏 名	寄 附 金 額	受 領 年 月 日
	286,000 円	2018年4月1日～2019年3月31日
	円	

5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
15 人	54,960,666 円

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所 在 地	寄附の目的等	支出した寄附金額
なし				

7 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実 施 日	使 途	金 額
.	なし	円
.		円
.		円
.		円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	認定特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会	チェック欄
-----	--------------------------	-------

○

- 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
- (1) 役員及びその親族等
  - (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉓	2018年4月1日～2019年3月31日	16人	0人	0%	5人	31.2%
㉔	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
㉕	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
㉖	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
㉗	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
申 請 時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

(注2) ③及び④については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

(例) 33.333...% → 33.3%

ロ

各社員の表決権が平等である	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	申 請 時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉕ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑」から「㉕」欄には、実績判定期間の各事業年度(又は各年)を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款(又は会則)第○条に正会員の表決権(又は議決権)は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間(「㉑」から「㉕」)を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
二の各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間(「㉑」から「㉕」)を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでない支出」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでない支出」があることになり、認定を受けることはできません。

## 役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人日本ファン ドレイジング協会	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員数		16人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		5人	人	人	人	人	人

役員の内訳										
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況						就任・退任年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時	
鵜尾雅隆		代表理事		○						就任 平成22年3月12日
早瀬昇		副代表理事		○						就任 平成22年3月12日
鴨崎貴泰		常務理事		○						就任 平成30年6月7日
伊藤美歩		理事		○						就任 平成22年3月12日
金澤俊弘		理事		○						就任 平成22年3月12日 退任 平成30年6月7日

									日
久津摩和弘		理事		○					就任平成30年6月7日
黒田武志		理事		○					就任平成30年6月7日
久住幸子		理事		○					就任平成22年3月12日
澁澤健		理事		○					就任平成22年3月12日 退任平成30年6月7日
菌田綾子		理事		○					就任平成28年6月8日
高木美代子		理事		○					就任平成27年6月18日
田幸大輔		理事		○					就任平成22年3月12日 退任



									平成 30 年 6 月 7 日
田中皓		理事		○					就任 平成 22 年 3 月 12 日
徳永洋子		理事		○					就任 平成 26 年 6 月 18 日
戸田由美		理事		○					就任 平成 29 年 6 月 8 日
山北洋二		理事		○					就任 平成 24 年 2 月 4 日
山元圭太		理事		○					就任 平成 27 年 6 月 18 日
樽本哲		監事		○					就任 平成 27 年 6 月 18 日
脇坂誠也		監事		○					就任 平成 22 年 3 月

										12日 退任 平成30 年6月7 日
金澤俊弘		監事		○						就任 平成30 年6月7 日

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

## 帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
決算(総勘定元帳)	バインダー(会計ソフト使用)	随時	7年間
NPO会計日誌(現金出納帳)	冊子	随時	7年間
給与支払い明細票(給与台帳)	バインダー(給与計算ソフト使用)	月1回	7年間
書籍販売(在庫管理表)	ルーズリーフ(エクセル使用)	随時	7年間
仕訳日記帳	バインダー(会計ソフト使用)	随時	7年間

## (記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装订帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会	チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること		○
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと		
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと		
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること		
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉) (ハ及びニ)」の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		○
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同意
※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		<input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限り。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が200万円以下の場合に限る。)におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	① 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し ② 海外への送金又は金銭の持出し(その金額が200万円以下のものを除く。)を行う場合には事前に又は災害に対する援助等緊急を要する場合には事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会
-----	------------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること					チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと						チェック欄
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						○
①	②	③	④	⑤	申請時	
有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
㊦ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること				チェック欄
事業年度		設立年月日		

(注意事項)

- 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

## 欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会	チェック欄
認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 <sup>(注1)</sup> 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 <sup>(注2)</sup> 2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要です）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		○
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
二	暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
2	認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input type="radio"/> いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input type="radio"/> いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="radio"/> いいえ
添付書類	認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="radio"/> いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input type="radio"/> いいえ